

仕 様 書

件 名	175号建物他スチームトラップ等取替	作成年月日	令和7年12月18日
		所 属	久留米駐屯地業務隊管理科
		作 成 者	防衛技官 近藤真也

1 実施場所

福岡県久留米市国分町100 陸上自衛隊久留米駐屯地

2 概 要

- 175号建物スチームトラップ取替 4個
- 217号建物スチームトラップ取替 3個
- 222号建物スチームトラップ取替 6個
- 地下ピット高圧トラップ装置取替 7か所

3 一般事項

- (1) 本役務は、本仕様書の他、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書令和4年度版（機械設備工事編）」及びメーカー仕様により実施するものとし、仕様書に記載なき事項でも技術的に必要とされる事項は請負業者の責任において実施する。
- (2) 本仕様書及び作業に際し疑義を生じた場合は、係官と協議した後に実施する。
- (3) 施設等には損傷を与えないよう十分注意して実施すること。万一、他に損傷を与えた場合には係官に報告するとともに、請負業者の負担において速やかに原状に復旧する。
- (4) 本役務の写真は、作業前・中（各工程毎）・後及び材料・機材等、係官の指示する箇所を撮影し、工所用アルバム（A列4番縦）に整理のうえ、係官に1部提出する。
- (5) 本役務実施にあたっては、安全管理を徹底し、火災予防及び事故防止に留意するとともに当駐屯地諸規則を遵守する。
- (6) 本役務に使用する電気及び水は請負業者が準備するものとする。やむを得ず、駐屯地側の電気、水を使用する場合は事前に係官と協議した後、所定の手続き等を実施し使用することができる。ただし、使用に要した費用については、請負業者の負担とする。
- (7) 本役務で発生した金属発生材については、発生材調書を作成の上、係官の指示する場所に集積する。その他の発生材については、請負業者の負担及び責任において搬出処分する。
- (8) 請負業者は作業工程表を作成し、事前に係官と調整のうえ承認を受けた後、作業を実施する。

4 特記事項

- (1) 建物スチームトラップ取替は下表のとおりとする。

建物番号	品名	撤去	取付		用途	数量
		規格	規格	備考		
175号	低圧トラップ	TLV J3X-2 20A Max0.5Mpa	VENN AK-1H Max1.0Mpa	官給品支給	ストレージタンク用	1個
175号	低圧トラップ	TLV J3X-2 20A Max0.5Mpa	VENN AK-1H Max1.0Mpa	官給品支給	ヘッダー用	1個
175号	低圧トラップ	TLV J3X-2 20A Max0.5Mpa	VENN AK-1H Max1.0Mpa	官給品支給	フラッシュタンク用	1個
175号	低圧トラップ	TLV J7X-5 25A Max0.5Mpa	同等品以上可		熱交換器用	1個
217号	低圧トラップ	TLV JF5X-2 32A Max0.2Mpa	TLV JF5X-2 32A Max0.2Mpa	官給品支給	ストレージタンク用	1個
217号	低圧トラップ	TLV JF5X-2 32A Max0.2Mpa	TLV JF5X-2 32A Max0.2Mpa	官給品支給	ストレージタンク用	1個
217号	低圧トラップ	VENN AK-1H Max1.0Mpa	VENN AK-1H Max1.0Mpa	官給品支給	ヘッダー用	1個
222号	低圧トラップ	TLV JF5X-2 40A Max0.2Mpa	TLV J5X-2 40A Max0.2Mpa	官給品支給	ストレージタンク用	1個
222号	低圧トラップ	MOTOYAMA N040 20A Max0.4Mpa	VENN AK-1H Max1.0Mpa	官給品支給	ヘッダー用	1個

建物番号	品名	撤去	取付		用途	数量
		規格	規格	備考		
222号	低圧トラップ	VENN AK-1H Max1.0Mpa	VENN AK-1H Max1.0Mpa	官給品支給	1Fユニットヒーター用	1個
222号	低圧トラップ	TLV J3X-2 20A Max0.5Mpa	VENN AK-5MH Max1.0Mpa	官給品支給	6Fユニットヒーター用	1個
222号	低圧トラップ	TLV J3X-2 20A Max0.5Mpa	VENN AK-5MH Max1.0Mpa	官給品支給	7Fユニットヒーター用	1個
222号	低圧トラップ	TLV J3X-2 20A Max0.5Mpa	VENN AK-5MH Max1.0Mpa	官給品支給	8Fユニットヒーター用	1個

- (2) スチームトラップ取替の際、フランジから外す必要がある場合はガスケットを取替えること。
- (3) スチームトラップ取替の際、既設管との取合いで支障が生じた場合には既設配管の加工等を実施すること。
- (4) 地下ピット内については、高圧トラップ装置一式取替とする。

取替機器は下表のとおりとする。

建物番号	撤去	取付
	品名・規格	品名・規格
123号東地下ピット	高圧トラップ装置一式 20A	高圧トラップ装置一式 20A VENN AK-1H Max1.0Mpaのみ官給品支給
123号西地下ピット	高圧トラップ装置一式 20A	高圧トラップ装置一式 20A VENN AK-1H Max1.0Mpaのみ官給品支給
123号南地下ピット	高圧トラップ装置一式 20A	高圧トラップ装置一式 20A VENN AK-1H Max1.0Mpaのみ官給品支給
175号地下ピット	高圧トラップ装置一式 20A	高圧トラップ装置一式 20A
180号地下ピット	高圧トラップ装置一式 20A	高圧トラップ装置一式 20A VENN AK-1H Max1.0Mpaのみ官給品支給
217号地下ピット	高圧トラップ装置一式 20A	高圧トラップ装置一式 20A VENN AK-1H Max1.0Mpaのみ官給品支給
222号地下ピット	高圧トラップ装置一式 20A	高圧トラップ装置一式 20A VENN AK-1H Max1.0Mpaのみ官給品支給

- (5) 高圧トラップ装置については、係官の指示する箇所にフランジを入れること。
- (6) トラップ装置取替箇所の既設配管に著しい腐食等がみられる場合は、係官と協議の上取替えること。
- (7) 作業完了後、動作確認を行うこと。また、接続部等からの漏れがないか確認を行うこと。